

株式会社スリーモーション デイサービスきずな
地域密着型通所介護 介護予防、日常生活支援総合事業運営規定

(事業の目的)

第1条

この規定は、株式会社スリーモーションが開設する デイサービスきずな (以下「事業所」という) が行なう地域密着型通所介護及び介護予防、日常生活支援総合事業 (以下「事業」という) の適切な運営を確保するため、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者 (以下「要介護者」という) に対し、適正な地域密着型通所介護及び介護予防、日常生活支援総合事業を提供する事を目的とします。

(運営の方針)

第2条

- 事業所は、利用者的心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の支援及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行うことを運営の方針とします。又、利用者の自立を支援し、生活の質が向上するよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び生活機能訓練を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけをすることにより、利用者の自立の可能性を、最大限引き出す支援を行うもとします。
- 事業の実施に当たっては、区市町村地域の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします
- 事業所は、指定地域密着型通所介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。

(事業所等の名称等)

第3条

事業所の名称及び所在地は、次の通りとします。

- (1) 名称 デイサービスきずな
- (2) 所在地 千葉県大網白里市経田 70-13

(職員の職種・員数・職務の内容)

第4条

主たる事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとします。

(但し、地域密着型通所介護及び介護予防、日常生活支援総合事業に勤務する職員は兼務とする)

1. 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者管理及び業務管理を一元的に行います。

2. 生活相談員 1人以上

生活相談員は利用者及び家族からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整を行います。

3. 介護職員 1人以上

介護職員は利用者の健康チェック、入浴、給食等の介助及び援助を行います。

4. 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、機能訓練等を提案し援助します。

(営業日及び営業時間)

第5条

- (1) 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとします。

- (2) 営業日 月・火・水・木・土・祝祭日

- (3) 定休日 金曜日 日曜日 年始（1月1日、1月2日、1月3日）

- (4) 営業時間 午前8:00～午後17:30

- (5) サービス提供時間 午前9:00～午後16:15

- (6) 利用定員 8名

(地域密着型通所介護及び介護予防、日常生活支援総合事業の内容)

第6条

地域密着型通所介護及び介護予防、日常生活支援総合事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとします。

1. 総合的な介護サービスの提供

2. 健康チェックの実施

3. 入浴サービスの提供
4. 排泄サービスの提供
5. 機能訓練の提供
6. 食事サービス・おやつの提供
7. アクティビティ・レクリエーションの提供
8. 生活相談業務の提供
9. 苦情・相談窓口の設置
10. 送迎サービスの提供
11. 外出訓練の提供
12. 年間行事の提供

(サービス提供の留意事項)

第 7 条

1. 地域密着型通所介護及び介護予防、日常生活支援総合事業の提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし利用者又はその家族に対し、サービス提供方法について、理解しやすいように説明を行います。
2. 利用申込者又はその家族に対し、本規定の概要その他重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ます。
3. 正当な理由なく地域密着型通所介護及び介護予防、日常生活支援総合事業の提供を拒むことはできない。実施地域等を勘案し、自ら適切な居宅サービスを提供する事が困難であると認めた場合は、他の事業所の紹介、その他の必要な措置を講じます。
4. 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った地域密着型通所介護及び介護予防、日常生活支援総合事業を提供します。

(地域密着型通所介護計画書の作成等)

第 8 条

1. 地域密着型通所介護及び介護予防、日常生活支援総合事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、通所介護計画を作成します。又、すでに居宅サービス計画又は介護予防、日常生活支援総合事業サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成します。
2. 通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得ます。
3. 利用者に対し通所介護計画書に基づいて各種サービスを提供すると共に、継続的なサービスの管理、評価を行います。

(利用料等及び支払の方法)

第 9 条

1. 地域密着型通所介護及び介護予防、日常生活支援総合事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該、地域密着型通所介護及び介護予防、日常生活支援総合事業が法定代理受領サービスであるときはその一割、二割、三割の額とします。
2. 第 10 条の通常の事業の実施地域を越えて行う地域密着型通所介護及び介護予防、日常生活支援総合事業に要した交通費は、その実費を徴収します。
通常実施地域を越えた地点から、1 kmにつき 20 円を徴収する。
3. 食費 600 円 (おやつ代込)
4. その他、地域密着型通所介護及び介護予防、日常生活支援総合事業の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても必要な費用であって、その利用者に負担させる事が適当と認められる費用は、実費にて徴収します。
 - ① 利用者の希望により購入する共有娯楽費
 - ② アクティビティーサービスにおける材料費等の実費
5. 第 1 項から第 4 項までの費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する文書に署名（記名捺印）を受けるものとします。
6. キャンセル料
 - ① 本事業所の営業時間当日朝 8 時までにご連絡いただいた場合は無料。
 - ② 当日朝 8 時より後にご連絡いただいた場合は、当日の食事代の 600 円をいただきます。

(通常の事業の実施区域)

第 10 条

通常の事業の実施区域は大網白里市。他、地域は各市町村に委ねる

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 11 条

1. サービスの利用にあたって、主治医からの指示事項がある場合は、必ず申し出ることとします。
2. 利用にあたって体調不良等により地域密着型通所介護及び介護予防、日常生活支援総合事業に適さないと判断される場合は、サービスの提供を中止する事があります。

(緊急時における対応方法)

第 12 条

1. 職員は、サービス実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告する。
2. サービス実施中に、天災その他の災害が発生した場合は、利用者の避難等の措置を講ずる他、管理者に連絡上その指示に従うものとします。

(非常災害対策)

第 13 条

1. 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、避難訓練等、その他必要な訓練を次の通りに行なうと共に必要な設備を整えます。
2. 事業所は前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

防火責任者 管理者もしくは生活相談員

防災訓練 年 1 回

避難訓練 年 1 回

(衛生管理及び従業者等の健康管理等)

第 14 条

1. 地域密着型通所介護等に使用する備品は清潔に保持し、定期的な消毒を実施し常に衛生管理に十分留意するものとします。
2. 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。
3. 職員に対し、感染症等に関する基礎的知識の取得に努めると共に、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとします。

(個人情報の保護)

第 15 条

1. 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いの為のガイドライン」遵守し適切な取扱いに努めます。
2. 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

(秘密保持等)

第 16 条

1. 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の機密を、他の第 3 者へ漏洩してはならない。(以下「守秘義務」という) ものとします。
2. 従業者は退職後も、ここで知りえたご利用者様及び従業員の守秘義務を負うものとします。

(苦情処理)

第 17 条

事業所は、提供した通所介護等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者をおき、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとします。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条

事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の防止の為、次の措置を講じるものとします。

1. 虐待の防止に関する責任者の選定を行います。
2. 虐待を防止する為の従業者に対する研修を実施します。
3. 虐待防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底します。
4. 虐待防止のための指針を整備します。
5. 虐待を防止するための研修を定期的に実施します。
6. 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備に努めます。
7. 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した

場合は速やかにこれを市町村に通報するものとします。

虐待防止委員会の責任者 管理者
虐待防止に関する研修の開催 年2回

(地域との連携など)

第 19 条

- 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等地域との交流に努めます。
- 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、本事業が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けます。
- 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとします。

(業務継続計画の策定等)

第 20 条

- 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護(介護予防、日常生活支援総合事業)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

(その他の運営についての留意事項)

第 21 条

- 事業所は全ての地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係わる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。
- 従業者の質的向上を図るための研修機会を次の通り設けるものとし、業務体

制を整備します。

採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

継続研修 年 2 回以上

3. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
4. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
5. 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護（介護予防、日常生活支援総合事業）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
6. この事業を行う上で必要な書類を整備します。
7. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、代表取締役と管理者との協議に基づき定めるものとします。

附属

この規定は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。